

工事監理区分表

令和5年4月

石川県土木部営繕課

公共建築改修工事標準仕様書監理区分表

建築工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版に対応するものである。
2. 本区分表においてAは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分を示す。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務についてはすべてBが立会う。
5. Bが行う提出及び提示の業務については施工者より遅滞なく提出されるよう指導するとともに、その内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ、適切な内容となるように指導し直ちにAに提出及び提示すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務についてはその内容をすみやかにAと協議の上行うこと。
7. Bが行う業務についてはその内容を直ちにAに報告する。

目 次

一 般 事 項

1 章	各章共通事項	1
2 章	仮設工事	4
3 章	防水改修工事	5
4 章	外壁改修工事	6
5 章	建具改修工事	9
6 章	内装改修工事	9
7 章	塗装改修工事	11
8 章	耐震改修工事	11
9 章	環境配慮改修工事	15

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1章 各章共通事項												
1.1.3	[共通事項] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1.1.4	工事実績情報サービス(CORINS)への登録	(1) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。										A
		(2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1.1.5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議にする。					A					
		(3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1.1.6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1.1.8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督職員と協議する。					B					
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (イ) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (ウ) 工事の着事後、周辺環境問題等が発生した場合 (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受託者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	B									
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1.1.12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1.2.1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B	B							
1.2.2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		A						
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1.2.3	施工図等	(1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。		B		B						
		(3) 施工図等の内容を変更する必要があるが生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B						
1.2.4	工事の記録等	(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。			B	B						
		(4) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合			B							
		(5) (1)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。		B								B
1.3.1	[工事現場管理] 施工管理	(2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。			B							
1.3.2	施工管理技術者	(2) 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 (既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、レディミクストコンクリート工場、鉄骨製作工場、溶接作業、溶融亜鉛めっき高力ボルトの締付け作業)		B								
1.3.3	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。			B							
1.3.4	工事用電力設備の保安責任者	(1) 工事用電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき、有資格者を定め、監督職員に報告する。	B									
1.3.5	施工条件	(1) 施工日及び施工時間は、次による。 (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
		(イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A						
		(ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A						
1.3.6	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B			
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。				B						
1.3.7	施工中の安全確保	(2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。			A							
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設等に対して、支障をきたさないよう、施工方法を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。				B						
		(5) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。	B									
		(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。	B									
1.3.10	災害時等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考		
1.3.12	発生材の処理等	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。					B							
		(2) 発生材の処理は、次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。特記がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)含有物とする。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A									
		(ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。 なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B										
		(エ) (ア)から(ウ)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。	B											
		(キ) PCB含有シーリング材の処理は次による。 (ク) PCB含有シーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。		B										
		(4) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査、処理計画、保管並びに運搬及び処理の委託等 (ア) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査は、次による。なお、分析調査は特記による。 (イ) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。		B										
1.3.13	既存部分等への処置	(3) 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。	B			B								
1.4.2	[材料] 材料の品質等	(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B								
		(3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。		B										
		(4) 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。	B											
		(5) 調合の要する材料は、調合表等を監督職員に提出する。		B										
		(6) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。		B		A						B		
1.4.3	材料の搬入	材料の工事現場への搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			B								
1.4.4	材料の検査等	(1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A			B					
		(2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A				B					
1.4.5	材料の検査に伴う試験	(1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。				B								
		(2) 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。				A								
		(3) 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A				B				
		(4) 試験の結果は、監督職員に報告する。	B											
1.4.6	材料の保管	搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。 なお、搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でない監督職員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。				B								
1.5.1	[石綿含有建材の調査] 事前調査	(イ)調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 (ウ)調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。		A		A								
1.6.2	[施工調査] 施工数量調査	(2) 調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合には監督員と協議する。	B			B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
1.7.1	[施工] 施工	(2) 施工上密接に関連する工事の設備等がコンクリート打込み等で隠べいとなる場合は、関連する工事の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B						
1.7.2	技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。 (特記仕様書に○印のある技能士全て)		B								
1.7.3	技能資格者	(2) 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 (杭の継手の溶接作業、鉄筋のガス圧接作業、鉄筋のガス圧接部の超音波探傷試験、鉄筋の機械式継手部の試験、鉄筋の溶接継手の作業、鉄筋の溶接部の試験、鉄骨の溶接作業、鉄骨の溶接部の試験、スタッド溶接、溶融亜鉛めっき高力ボルトの締付け作業)		B								
1.7.4	一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。 なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A						
1.7.5	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合又は1.7.4により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。								B		
		(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。				A				B		
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。					A					
1.7.7	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。			B					B**		

※設計図書に定められた場合の施工で、監督職員の立会いが困難な場合の対応については、営繕工事等事務処理要項に基づき監督員と協議する。

1.7.8	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B					
1.7.9	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果は監督職員に提出する。		B								
1.8.1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		B								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。			B							
1.9.1	[完成図等] 完成時の提出図書	工事完成時の提出書類は、特記による。特記がなければ、1.9.2及び1.9.3による。		B								
1.9.2	完成図等	(1) 完成図は、工事完成時における建物の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表1.9.1のうち監督職員の指示するものとする。		B	A							
1.8.3	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B					
2章 仮設工事												
2.3.1	[養生] 既存部分の養生	(3) 既存部分における既存家具、既存設備等の養生方法は、特記による。特記がなければ、監督職員の承諾を受けて、ビニルシート等で養生を行う。				B						
		(7) 天候の急変のおそれのあるときは、漏水等に対する適切な養生を行い、監督職員に報告する。		B								
		(8) 下階に漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
2.4.1	[仮設物] 監督職員事務所等	(2) 監督職員事務所の設備、備品等 (ア) 監督職員事務所に設ける設備は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。 (イ) 監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、特記による。					B					
2.4.2	危険物貯蔵所	塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に基づき、適切な規模、構造及び設備を備えたものとする。また、関係法令等適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、壁等を不燃材料で覆い、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器等を設け、安全対策を講ずる。なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。					B					
2.5.1	[仮設物撤去等] 仮設物撤去等	(2) 工事の進捗上又は工事現場内の建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。					B					
3章 防水改修工事												
3.1.3	[共通事項] 施工一般	(1) 既存の保護層、防水層、シーリング材、といその他、アルミニウム製笠木等を撤去した結果、下地等で設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 防水層の施工は、監督職員の検査を受ける。						B				
		(5) 降雨等に対する養生方法は、特記による。特記がなければ、次による。 (ウ) (イ)以外の特定の養生が必要な場合は、監督職員と協議する。						B				
3.1.5	有害物質を含む材料の処置	改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合、監督職員と協議する。					B					
3.2.3	[既存防水層の処理] 既存保護層等の撤去	既存保護層等の撤去は、次による。 (ウ) やむを得ず、質量15kg以上のハンドブレイカー等を使用する場合は、監督職員と協議する。					B					
3.2.5	ルーフドレン回りの処置	(1) ルーフドレンの損傷、腐食、納まり等により、漏水のおそれがある場合は、監督職員と協議する。					B					
3.2.6	既存下地の処置	(2) 既存防水層撤去後のコンクリート面又はモルタル面の既存下地の処理は、次による。 (ア) P1B工法、P1BI工法、P1E工法、P1Y工法及びP1S工法は、次による。 (イ) 部分的な水はけ不良や勾配不良がある場合は、監督職員と協議する。					B					
		(イ) M3AS工法、M3ASI工法、M3D工法及びM3DI工法は、次による。 (b) 部分的な水はけ不良がある場合は、ポリマーセメントモルタルで補修する。ただし、勾配不良がみられる場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 既存防水層の処理は、次による。 (ア) P2A工法、P2AI工法、P2E工法及びP2Y工法は、次による。 (b) 既存露出防水層の損傷箇所、継目等のはく離箇所、浮き部分等は、切開し、バーナーで熱した後、熔融アスファルトを充填し、張り合わせる。ただし、次のいずれかの場合は、監督職員と協議する。 (イ) M4AS工法、M4ASI工法、M4C工法及びM4DI工法は、次による。 (c) 既存露出防水層の処理は、(ア)(b)による。ただし、M4AS工法の場合は、熔融アスファルトの充填は行わない。また、既存防水層が絶縁工法の場合は、監督職員と協議する。					B					
		(ウ) M4S工法及びM4SI工法は、次による。 (b) 既存露出防水層の損傷箇所、継目等のはく離箇所、浮き部分等は、切開し、加熱した後、張り合わせる。ただし、既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督職員と協議する。					B					
		(c) 既存下地が弱い弱等で、固定金具の取付強度が不十分な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(d) 立上り部等の既存防水層撤去後の立上り部等の処理は、(2)(ウ)(a)から(c)までによる。ただし、立上り部が機械的固定工法の場合は、Uカット及びポリウレタン系シーリング材等の充填を省略することができる。また、既存下地が弱い弱等で、固定金具の固定強度が不十分な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(エ) S4S工法及びS4SI工法(接着工法)は、次による。 (b) 既存露出防水層の損傷箇所、継目等のはく離箇所、浮き部分等は、切除し、ポリマーセメントモルタル等で平滑に補修する。ただし、既存防水層の表面の著しい劣化、既存防水層と下地の接着強度不足又は既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督職員と協議する。					B					
		(オ) S4S工法及びS4SI工法(機械的固定工法)は、次による。 (b) 既存露出防水層の損傷箇所、継目等のはく離箇所、浮き部分等は、切開し、平滑にする。 ただし、既存防水層のふくれや浮きが全体にわたる場合は、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
3.2.6	既存下地の処置	(c) 既存下地のぜい弱等で、固定金具の固定強度が不十分な場合は、監督職員と協議する。					B						
		(4) 既存保護層の処理は、次による。 (ウ) P0S工法及びP0SI工法（機械的固定工法）は、次による。 (c) 既存下地がぜい弱等で、固定金具の固定強度が不十分な場合は、監督職員と協議する。					B						
		(g) 立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理は、特記による。特記がなければ、次による。 ③ 既存下地がぜい弱等で、固定金具の取付強度が不十分な場合は、監督職員と協議する。						B					
		(6) 設備機器架台、配管受部、バラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部の納まり部の処理は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。						B					
3.3.3	[アスファルト防水] 種別及び工程	(2) 屋根露出防水は、次による。 (イ) M3D工法及びP0D工法は、次による。 表3.3.8 屋根露出防水絶縁工法の種別及び工程 1. P0D工法の場合で、アスファルトプライマーの吸い込みが著しく、工程1の使用量で不足する場合は、監督職員と協議する。					B						
		表3.3.9 屋根露出防水絶縁断熱工法の種別及び工程 2. P0DI工法の場合で、アスファルトプライマーの吸い込みが著しく、工程1の使用量で不足する場合は、監督職員と協議する。					B						
3.4.3	[改質アスファルトシート防水] 種別及び工程	(2) M3AS工法及びP0AS工法は、次による。 表3.4.2 屋根露出防水絶縁工法の種別及び工程 3. P0AS工法の場合で、プライマーの吸い込みが著しく、工程1の使用量で不足する場合は、監督職員と協議する。					B						
3.7.2	[シーリング] 材料	(2) シーリング材の種類及び施工箇所は、特記による。特記がなければ、種類は被着体に応じたものとし、表3.7.1による。ただし、カーテンウォール目地及び外装壁 タイル接着剤張り目地の場合を除く。 なお、異種シーリング材が接する場合は、監督職員と協議する。					B						
		(6) 外部シーリングの施工後の確認は、次による。 (ウ) (ア)及び(イ)の結果、不具合があった場合は、監督職員と協議を行う。					B						
3.7.8	シーリング材の試験	(1) 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち、接着性試験を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。					B						
		(2) 接着性試験は簡易接着性試験又は引張接着性試験とし、適用は特記による。特記がなければ、簡易接着性試験とする。ただし、(ア)又は(イ)によることが困難となる場合は、監督職員と協議する。					B						
3.9.3	[アルミニウム製笠木] 工法	(1) 既存の笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地の補修の工法は、特記による。 なお、既存笠木等を撤去した後、下地となる構造体の寸法及び形状により3.9.2(3)によることが困難な場合は、監督職員と協議する。					B						
4章 外壁改修工事													
4.1.6	[共通事項] 有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。					B						
4.2.2	[コンクリート打放し仕上げ 外壁の改修] ひび割れ部改修共通事項	ひび割れ部から漏水している場合又は錆汁がでている場合は、改修方法について事前に監督職員と協議を行う。					B						
4.2.3	欠損部改修共通事項	(2) コンクリート躯体欠損部分は、ワイヤーブラシ等でケレンし、汚れ、ほこり、油等の除去・清掃を行う。また、部分的に露出している鉄筋、アンカー金物等がある場合、監督職員と協議し、鉄筋等の健全部が露出するまでコンクリートをはつきり、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去し、鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗り付け、防錆処理を行う。					B						
		(3) 損傷が著しい部分の下地処理、補強等は、監督職員と協議する。					B						
4.2.4	材料	(ウ)ポリマーセメントモルタルは、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
4.2.5	樹脂注入工法	(1) エポキシ樹脂注入の施工に当たり、使用した注入量を測定し、監督職員に報告し、必要に応じて、協議を行う。					B						
		自動式低圧エポキシ樹脂注入工法は、次による。 (オ) ひび割れ部に沿って仮止めシール材をパテへら等で幅30mm、厚さ2mm程度にシールする。なお、裏面に注入材料が漏れるおそれのある場合は、監督職員と協議し、裏面に仮止めシール材を行うか、又は、裏面から流出しない粘度の注入材を使用する。					B						
		(6) ひび割れ部の注入状況の確認方法は、特記による。特記がなければ、コアの抜き取りとし、次による。 なお、確認結果を監督職員に提出する。		B									
4.2.8	充填工法	(4) 確認は、次による。 充填材の仕上り状態及び硬化状態を目視及び指触により確認し、その結果を監督職員に報告する。	B										
4.3.2	[モルタル塗り仕上げ 外壁の改修] ひび割れ部改修共通事項	(1) ひび割れ部から漏水が見られる場合、ひび割れ部周辺のモルタルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁がでている場合は、改修方法について事前に監督職員と協議をする。					B						
		モルタルを撤去する場合は、次による。 (ア) ひび割れを中心に幅100mm程度のモルタルをダイヤモンドカッター等で健全部分と縁切りを行い、はつり撤去する。モルタル撤去後に、露出したひび割れを確認し、監督職員に報告する。	B										
		(イ)アで確認したコンクリート面のひび割れ部の改修方法について、監督職員と協議する。					B						
4.3.10	モルタル塗替え工法	(3) 下地処理は、次による。 (エ) 高圧水洗処理に先立ち、試験施工を行い、目荒しの状態について監督職員の承諾を受ける。				B							
4.3.11	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	(4) 穿孔内の乾燥状態を確認し、躯体コンクリート内の漏水等により、湿潤状態にあるときは、監督職員と協議を行う。					B						
		(5) 穿孔部の浮き代を確認し、(7)による注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、監督職員と協議する。					B						
		(12) アンカーピン固定部のエポキシ樹脂の広がり、固着状況について全数テストハンマーの打診により確認を行い、その結果を監督職員に報告する。 なお、アンカーピンの固着不良個所の補修は、監督職員の承諾を受けて行う。	B			B							
4.3.12	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	(9) 注入材料の硬化後、アンカーピン固定部、注入部及びその周辺500mm程度にわたり、打診によって浮きについて確認を行い、その結果を監督職員に報告する。 なお、確認された浮き部の補修は、監督職員の承諾を受けて行う。	B			B							
4.3.14	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	(4) 穿孔内の乾燥状況を確認し、躯体コンクリート内の漏水等により湿潤状態にあるときは監督職員と協議をする。					B						
		(5) 穿孔部の浮きの状況を確認し、(9)による注入量に疑義がある場合又は著しい浮きが確認された場合は、監督職員と協議する。					B						
4.4.2	[タイル張り仕上げ 外壁の改修] ひび割れ部改修共通事項	(1) ひび割れ部から漏水が見られる場合、ひび割れ部周辺のタイルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁がでている場合は、改修方法について事前に監督職員と協議する。					B						
		タイル張り仕上げを撤去して、ひび割れ部を改修する場合は、次による。 (イ) タイル片及びモルタル層は、のみ、たがね等で健全部分への損傷が拡大しないようはつり撤去する。タイル等の撤去後に露出したコンクリートの表面又はモルタル表面のひび割れを確認し監督職員に報告する。	B										

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考	
4.4.8	タイル張替え工法	(5) 施工前の確認は、次による。 タイル張りに先立ち、下地モルタル又は下地調整塗について確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。	B										
		(6) 施工後の確認及び試験は、次による。 (ア) 外観の確認は次による。 タイル張り完了後、次の項目について目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。	B										
		(イ) 打診による確認は次による。 (b) 浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに(a)による確認結果を監督職員に報告し、張り直しを行う。	B										
		(ウ) 引張接着試験は、次による。 タイル張りは、次により引張接着試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。					B						
		② 試験体は、次による。 ⑦ 試験体の位置は、監督職員の指示による。			B								
		(7) セメントモルタルによるタイル張りは、次による。 (イ) 施工は、次による。 (a) 下地及びタイルごしらえは、次による。 ③ 下地モルタル塗りは、次による。 (エ) 下地モルタル面の精度はモザイクタイルでは2mにつき3mm以下、小口以上のタイルでは2mにつき4mm以下とする。 なお、精度について確認を行い、その結果を監督職員に報告する。	B										
		④③の下地モルタル塗りの確認は、次による。 (ア) 下地モルタル塗りは、硬化後、前面にわたり打診を行う。なお、浮きについて確認を行い、その結果を監督職員に報告する。	B										
		(ウ) 養生等及び清掃は、次による。 (b) 清掃は、次による ② 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督職員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。また、酸洗い前後は水洗いを行い、酸類が残らないようにする。なお、金物等には、酸類が掛からないように養生を行う。					B						
(8) 有機系接着剤によるタイル張りは、次による。 (ア) 施工は、次による。 (a) 下地及びタイルごしらえは、次による。 ③タイル接着剤張り下地等の下地調整塗材塗りは、次による。 ④ コンクリート面への下地調整塗材塗りは4.3.5(エ)によるセメント系下地調整厚塗材2種(下地調整塗材CM-2)2回塗り、総厚10mm以上とし、金ごてで押さえて仕上げ、その精度は1mにつき3mm以下とする。なお、精度について確認を行い、その結果を監督職員に報告する。	B												
4.4.16	目地改修工法	(2) 伸縮調整目地改修工法は、次による。 (イ)(a) 伸縮調整目地の位置及び寸法は、特記による。目地の切込みに先立ち、伸縮調整目地位置とタイル目地の取合いについて確認し、目地の改修方法について、監督職員と協議する。					B						
		(b) 目地位置に沿って、ダイヤモンドカッターを用いて構造体表面まで切り込み、所定の形状になるようはつり器具を用いてはつり落とし、目地材として発泡合成樹脂板の類を設ける。なお、既存タイル面を切断する場合で、タイルが浮くなどのおそれがある場合は、監督職員と協議する。					B						
4.5.2	[塗り仕上げ外壁等の改修] 材料	(10) 塗膜剥離剤は、実績等の資料を監督職員に提出する。		B									
4.5.3	施工一般	(1) 施工に先立ち、見本帳又は見本塗板を監督職員に提出する。 なお、見本塗板は、所要量又は塗厚が工程ごとに確認できるものとする。		B									
4.5.4	既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整	(4) 高圧水洗工法は、次による。 (イ) 高圧水洗機の加圧力は、コンクリート表面及び既存塗膜の付着強度により異なるため、試験施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				B							
		(5) 塗膜はく離剤工法は、次による。 (イ) 塗膜はく離剤は、試験施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				B							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
5章 建具改修工事												
5.1.3	[共通事項] 改修工法	(3) 施工に先立ち、設計図書に定められた補修範囲を確認し、必要に応じて監督職員と協議する。					B					
5.1.8	有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。					B					
5.2.5	[アルミニウム製建具] 工法	(2) 取付けは、次による。 (ア) かぶせ工法の場合は、次による。 (a) 既存枠は、変形、腐食等がなく、新規に取り付けた建具に対して十分な耐力があることを確認する。十分な耐力が期待できない場合は、補強板、あと施工アンカー等の併用について監督職員と協議する。					B					
		(c) 既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として、小ねじ留めとし、留め付けは、端部は100mm 以下、中間の留め付け間隔は400mm 以下とする。やむを得ず、溶接留めとする場合は、監督職員と協議し、溶接スラグを取り除き、溶接部分には、表7.4.2 のA種の塗料を1回塗りする。					B					
5.8.2	[建具用金物] 材質、形状及び寸法	(8) 主要な金物は、見本品により、監督職員の承諾を受ける。				B						
5.8.4	鍵	(2) 鍵は、引渡しに先立ち、錠と照合し、監督職員に報告する。	B									
6章 内装改修工事												
6.1.3	[共通事項] 他の部位との取合い等	(1) 既存間仕切壁の撤去に当たり、その壁の取り合う天井等の納まりを調べる。 なお、補強等が必要な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(4) 既存天井の撤去に当たり、その天井の取り合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調べる。 なお、補強等が必要な場合は、監督職員と協議する。					B					
6.1.4	有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。					B					
6.2.2	[既存床の撤去及び下地補修] 工法	(2) 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理は、次による。 なお、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は、監督職員と協議する。					B					
6.5.1	[木下地等] 一般事項	(4) 継手及び仕口 (エ) 継手及び仕口が明示されていない場合は、適切な工法を定め、監督職員に報告する。	B									
6.5.2	木材	(1) 施工一般 (ア) 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。		B								
		(2) 製材は、次により、適用は特記による。 (イ) 「製材の日本農林規格」以外の製材は、次による。 (b) 目視により材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。			B							
		(3) 造作用集成材等は、次により、適用は特記による。 (イ) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等は、次による。 (c) 目視により、材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。			B							
		(4) 造作用単板積層材は、次により、適用は特記による。 (イ) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材は、寸法及び表面の品質（表面の化粧加工の有無、表面の化粧加工なしの場合は、生き節又は死に節、抜け節又は穴、入り皮、やにつぼ等、割れ欠け、欠点、表面の化粧加工の場合は、天然木化粧加工・塗装加工）、含水率及び防虫処理は、特記による。特記がなければ、含水率は14%以下とする。なお、目視により、材の欠点がないことを全て確認し、報告書を監督職員に提出する。			B							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
6.5.5	防腐・防蟻・防虫処理	(a) 薬剤の加圧注入は、次による。 ② 人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材保存剤) に基づく加圧注入用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤を用いて、JIS A9002 (木質材料の加圧式保存処理方法) に基づく加圧式保存処理を行う。 なお、JIS A 9002に基づき使用薬剤、注入量等の証明書を、監督職員に提出する。		B								
		(b) 薬剤の塗布等は、次による。 ① 人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法) に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理を行う。ただし、附属書A (規定) に基づく表面処理用木材保存剤による処理の適用、薬剤の種類及び適用部材は、特記による。なお、処理に使用した薬剤、使用量等の記録を監督職員に提出する。		B								
6.15.3	[モルタル塗り] 材料	(3) 混和材料は、次により、モルタルの性能に著しい悪影響を与えないものとする。 (イ) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(ウ) 建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤及び凍結防止剤の実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
6.15.6	工法	タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りは、次による。 (イ) 壁は、次による。 ④ モルタル下地面の仕上げは、木こて押えとし、その精度は、モザイクタイルでは2mにつき3mm、小口以上のタイルでは2mにつき4mm とする。 なお、精度について、確認を行い、その結果を監督職員に報告する。		B								
6.16.2	[タイル張り] 施工一般	(4) 施工前の確認は、次による。 タイル張りに先立ち、次の項目について確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。		B								
		(5) 施工後の確認及び試験は、次による。 (ア) 外観の確認は、次による。 タイル張り完了後、次の項目について目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良箇所を補修する。		B								
6.16.2	[タイル張り] 施工一般	(イ) 打診による確認は、次による。 (b) 浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちに(a)による確認結果を監督職員に報告し、張り直しを行う。		B								
		(ウ) 接着力試験は、次による。 吹抜け部分等のタイル張りは、次により接着力試験を行う。ただし、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。				B						
		(b) 試験体は、次による。 ③ 試験体の位置は、監督職員の指示による。			B							
6.16.3	セメントモルタルによるタイル張り	(2) 材料 (イ) 張付け用材料 (b) 張付けモルタルの混和剤 ① 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(e) 既調合目地材の場合は、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
		(7) 養生等及び清掃は、次による。 (イ) 清掃は、次による。 (b) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督職員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。また、酸洗い前後は水洗いを行い、酸類が残らないようにする。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行う。				B						
6.16.4	有機系接着剤によるタイル張り	(7) 養生及び清掃は、次による。 (イ) 清掃は、次による。 (b) 目地モルタルによる汚れが著しい場合は、監督職員の承諾を受けて、清掃に酸類を用いることができる。また、酸洗い前後は水洗いを行い、酸類が残らないようにする。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
7章 塗装改修工事												
7.1.5	[共通事項] 見本	仕上げの色合は、あらかじめ監督職員に提出した見本帳又は見本塗板による。		B								
7.1.8	有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。					B					
8章 耐震改修工事												
8.1.5	[共通事項] 鉄骨製作工場	(3) 選定した鉄骨製作工場の加工能力等を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。				B						
		(4) 選定した鉄骨製作工場の品質管理が適切に行われたことを示す記録を監督職員に提出する。		B								
8.1.7	有害物質を含む材料の処理	(2) 改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることを発見した場合は、監督職員と協議する。					B					
8.2.5	[材料] コンクリートの材料及び調合	(2) (ア) 骨材の種類及び品質は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(規定)[レディーミクストコンクリート用骨材]の規定によるほか、次による。 (b) 砂利及び砂は、監督職員の承諾を受けて、次によることができる。				B						
		(オ) 粗骨材の最大寸法 (b) 基礎等で断面が大きく、鉄筋量が比較的小さい場合は、監督職員の承諾を受け、8.3.5の範囲で、碎石、高炉スラグ粗骨材及び再生粗骨材Hは25mm、砂利は40mmとすることができる。				B						
8.2.5	コンクリートの材料及び調合	(5) (イ) 粗骨材の最大寸法 (b) 調合条件 ⑥ 混和材料の使用は、次による。 ⑦ ⑦から⑨まで以外の混和材料の使用方法及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用方法及び使用量のわかる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(c) 計画調合の決定 ④ 調合強度の確認は、材齢28日の圧縮強度による。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B						
8.2.7	型枠の材料	(1) せき板の材料は、特記による。特記がなければ、次による。 (イ) コンクリート打放し仕上げ以外の場合は、(2)(イ)又はその他の材料でコンクリートの所要の品質を確保できるものとする。 なお、(2)(イ)以外は監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) スラブのせき板の材料として、床型枠用鋼製デッキプレートを用いる場合は、上面が平坦なものとし、製造所の仕様等の資料を監督職員に提出する。		B								
8.2.12	柱底均しモルタル及びグラウト材	(2) グラウト材は、無収縮グラウト材とし、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
8.2.14	鋼材の材料試験等	(2) 1.4.4[材料の検査等](4)のJIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は、規格品証明書とする。ただし、監督職員の承諾を受けて、その他規格を証明できる資料に代えることができる。				B						
8.3.1	[鉄筋の加工及び組立] 加工及び組立一般	(1) 主要な配筋は、コンクリートの打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等について、監督職員の検査を受ける。							B			
8.3.8	ガス圧接	(7) 鉄筋の圧接前の端面は、次による。 (ウ) (ア)及び(イ)の処理は、圧接作業当日に行い、その状態を確認すること。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
		(11) 不合格となった圧接部への措置 (イ) 超音波探傷試験で不合格となった圧接部への措置 (a) 直ちに作業を中止し、不合格の発生の原因を調査するとともに、工事を再開するに当たっては、再発防止のために必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(b) 不合格となった圧接部は、監督職員と協議を行い、圧接部を切り取って再圧接する。				B						
		(エ) 不合格圧接部への措置をとった後、その記録を整理し、監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
8.5.1	[レディミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬] レディミクストコンクリート工場の選定	工事開始に先立ち、次によりレディミクストコンクリート工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(オ) II類のコンクリートの場合は、JIS A 5308(レディミクストコンクリート)の規定と照合して、8.1.4 に規定する品質のコンクリートが製造できることを示す資料を監督職員に提出すること。		B								
8.5.3	コンクリートの製造及び発注	(5) 呼び強度を保証する材齢は、28 日とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B						
		(6) 製造に先立ち、レディミクストコンクリート工場の配合計画書を提出し、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.6.1	[コンクリートの品質管理] 品質管理一般	(1) コンクリートの受入れは、次による。 (オ) I類のコンクリートの場合は、品質管理の試験結果及びレディミクストコンクリート工場が行うJIS A 5308(レディミクストコンクリート)による品質管理の試験結果を確認し、監督職員に報告する。	B									
		(カ) II類のコンクリートの場合は、JIS A 5308 により品質管理を行い、試験結果を監督職員に報告する。	B									
8.6.5	調査管理強度	(2) 判定の結果、不合格の場合は、その原因を調査し必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。 なお、原因が調査にある場合は、8.2.5(5)により新たに計画調査を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.7.1	[コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め] 工事現場内運搬	(3) コンクリートポンプによる圧送の場合は、次による。 (ウ) コンクリートの圧送に先立ち、富調合のモルタルを圧送して、コンクリートの品質の変化を防止すること。また、必要に応じて、モルタルの圧送に先立ち、水を用いて装置の内面を潤すこと。 なお、圧送後のモルタルは、型枠内に打ち込んではいない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
8.7.2	コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間	(2) (1)の時間は、コンクリートの温度を低下させる、又は、その凝結を遅らせるなどの措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を受けて、変えることができる。				B						
8.7.4	打継ぎ	(1) 耐震改修工事において新規に打ち込むコンクリートは、打継ぎを設けてはならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
8.7.8	型枠工事	(2) 型枠の加工及び組立 (ケ) コンクリートの打込みに先立ち、型枠の組立状態を確認し、監督職員に報告する。	B									
		(3) 型枠の存置期間及び取外し (イ) 型枠の存置期間は、次による。 (b) コンクリートの圧縮強度を圧縮強度試験により確認する場合は、8.8.3 によるコンクリートの試験結果及び関係法令等に基づく安全を確認するための資料により、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(c) コンクリートの圧縮強度を「型わく及び支柱の取り外しに関する基準を定める件」(昭和46年1月29日建設省告示第110号)第1第一号ロに基づき定める場合は、コンクリートの圧縮強度の計算結果により、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.8.1	[コンクリートの試験等] 一般事項	この節は、コンクリートの試験及び構造体コンクリートの仕上りの確認に適用する。ただし、軽易なコンクリート工事の場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。				B						
8.8.5	構造体コンクリート強度の判定	(2) 不合格の場合は、監督職員の承諾を受け、JIS A 1107(コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法) その他の適切な試験方法により構造体コンクリート強度を確認する。また、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.8.6	構造体コンクリートの仕上りの確認	(2) 部材の位置、断面寸法、表面の仕上り状態、仕上りの平たんさ、打込み欠陥部及びひび割れについて確認を行い、監督職員に報告する。	B									
		(3) (2)の確認結果が、設計図書に適合しない場合は、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督職員の検査を受ける。				B			B			
		(4) かぶり厚さ不足の兆候の有無について目視で確認を行い、監督職員に報告する。かぶり厚さ不足の兆候がある場合は、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法により補修を行い、補修後直ちに監督職員の検査を受ける。	B			B			B			
8.10.3	[暑中コンクリート] 製造及び打込み	(1) 荷卸し時のコンクリート温度は、35℃以下とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。				B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
8.12.4	[あと施工アンカー工事] 穿孔	(3) 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督職員と協議する。					B					
		(5) 穿孔された孔内に水分があることが確認された場合は、監督職員と協議する。					B					
8.12.7	施工確認試験	あと施工アンカーの施工後の確認試験は、特記による。特記がなければ、引張試験機による引張試験とし、次による。 (オ) 不合格となったロットへの措置は、次による。 (a) 直ちに作業を中止し、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(c) 試験の結果、不合格となったあと施工アンカーは、監督職員と協議を行い、再施工する。					B					
8.13.9	[鉄骨工作] 仮設用部材の取付け等	(1) 仮設のため、鉄骨に補助材の取付け、貫通孔の設置等の必要がある場合は、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.14.8	[高力ボルト接合] 締付け後の確認	(4) 締付け後の確認結果を記録し、監督職員の検査を受ける。							B			
8.14.9	締付け機器及び確認用機器	(2) トルクコントロール法による締付けを行う場合は、毎日1回作業開始前に、JASS 6 6.4[高力ボルトの締付け]b.(4)に準じて締付け機器の調整を行い、その結果を記録する。ただし、あらかじめ監督職員と協議した場合は、この限りでない。					B					
8.15.3	[溶接接合] 溶接作業を行う技能資格者	(4) 技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.15.7	溶接施工	溶接施工は、次による。 (カ) エンドタブの取扱いは、次による。 (a) 完全溶込み溶接又は部分溶込み溶接の場合は、溶接部の始端及び終端部に適切な材質、形状及び長さをもった鋼製エンドタブを用いる。ただし、鉄骨製作工場に十分な実績があり、溶接部の品質が確保できると判断され、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B						
		(ケ) アークストライクを起こしてはならない。ただし、アークストライクを起こした場合は、その措置について監督職員と協議する。					B					
8.15.10	溶接部等の確認	(1) 溶接の着手前、作業中及び完了後に、次の項目について確認を行い、その結果の記録を監督職員に提出する。		B								
8.15.11	溶接部の試験を行う技能資格者	(2) 溶接部の試験を行う技能資格者は、次に示す試験機関に所属することとし、試験機関について、組織体制、所有する探傷機器、技能資格者、試験の実績等の資料を監督職員に提出し、承諾を受ける。				B						
8.15.12	溶接部の試験	(1) 技能資格者が行う溶接部の試験は次により、試験結果の記録を監督職員に提出する。		B								
8.15.13	溶接部の不合格箇所の補修	(2) 溶接により母材に割れが入った場合又は溶接割れの範囲が局部的でない場合は、その措置について監督職員と協議する					B					
		(3) 補修を行った全ての溶接部について、8.15.10 に準ずる確認及び8.15.12 に準ずる試験の結果の記録を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		B						
8.16.2	スタッド溶接作業を行う技能資格者	(2) スタッド溶接作業の技能資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監督職員の承諾を受ける。				B						
8.16.6	スタッド溶接完了後の試験	(2) (1)の試験結果の記録を監督職員に提出し、不合格となったスタッドは、8.16.7 による補修を行う。		B								
8.16.7	不合格スタッド溶接の補修	(3) (1)又は(2)により打直しを行った全てのスタッドに対して8.16.6(1)(7)に準じて試験を行い、その結果の記録を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		B						
8.19.3	[鉄骨の工事現場施工] 現場組立	(7) 組立の完了後、形状及び寸法精度を確認し、監督職員の検査を受ける。							B			
8.20.4	[溶融亜鉛めっき工法] 溶融亜鉛めっき	(6) 外観試験を行い、溶接部に割れ等を認めた場合は、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
8.21.2	[現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事] 既存部分の撤去等	(1) 既存仕上げ等の撤去 (イ) 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設は、特記による。特記以外に支障となるものがある場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 既存構造体の寸法を実測し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。					B					
8.21.3	既存部分の処理	(4) 既存構造体に、ひび割れや欠損等の不良部分がある場合は、監督職員と協議する。					B					
8.21.8	コンクリートの打込み	(2) 流込み工法 (ア) 型枠の上部に流し込み用の開口を設ける。なお、当該階からの打込みが困難な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(ウ) 打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 圧入工法 (ケ) 打込み区画は、1層1スパンの壁ごととし、打継ぎを設けない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。						B				
8.22.6	[鉄骨プレースの設置工事] 鉄骨プレースの設置	(1) 鉄骨部材の製作 (ウ) 部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議する。					B					
8.23.6	[柱補強工事] 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法	(1) 鋼板等の加工 (エ) 部材の形状が、搬入及び組立において設計図書により難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議する。					B					
		(2) 鋼板の組立及び取付け (ウ) 組立の確認 鋼板等の組立後、監督職員の検査を受ける。							B			
8.24.6	[連続繊維補強工事] 施工	(1) 下地処理 (ア) コンクリート表面の凸凹は、削り取り、断面修復材、下地調整材等で平滑にする。 なお、これらの処理方法により表面を平滑にすることが困難な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(2) プライマーの塗布 (イ) プライマーは、コンクリート表面が十分に乾燥していることを確認してから塗布する。乾燥していない場合は、必要な対策について監督職員と協議する。					B					
		(4) 連続繊維シートの貼付け (イ) 連続繊維シートの貼り付けは、ハンドレイアップで少し引張り気味に貼り付ける。連続繊維シートは、しわや気泡が残らないように、ローラーやゴムべらで良く押さえ、コンクリートとの密着を図る。しわ、気泡、液溜り等が生じた場合は、監督職員と協議する。						B				
8.25.2	[耐震スリット新設工事] 施工	(4) 充填材の挿入及び周囲補修等 (エ) (2)の撤去部の補修は、特記による。特記がなければ、撤去材と同一材で補修する。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。					B					
8.26.4	[免震改修工事] 掘削に伴う調査	(2) 給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行う。 なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議する。					B					
8.26.17	維持管理要領	(1) 維持管理要領の作成 当該建築物の維持管理要領を作成し、保全に関する資料として監督職員に提出する。		B								
8.27.3	[制振改修工事] 既存部分の処理	(2) 既存部分が鉄骨造の場合は、次による。 (イ) 既存鉄骨に発錆等の不良部分がある場合は、監督職員と協議する。					B					
8.28.2	[土工事及び地業工事] 既存杭の撤去等	(2) 撤去、改修等を行う既存杭を実測し、位置、寸法等を確認する。 なお、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。					B					
8.28.3	土工事	(2) 根切り等 (ア) 根切り (イ) 給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行う。 なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議する。					B					
		(d) 工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議する。ただし、容易に取り除ける障害物は、この限りではない。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	通知	検査	立会	提示	備考
		(e) 根切り底は、地盤をかく乱しないように掘削する。地盤をかく乱した場合は、監督職員の承諾を受け、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な措置を講ずる。				B						
		(g) 根切り底の状態、土質及び深さを確認し、監督職員の検査を受ける。 なお、根切り底の状態等が設計図書に定められた支持地盤と異なる場合は、監督職員と協議する。					B		B			
		(イ) 排水 (a) 工事に支障を及ぼす雨水、湧き水、たまり水等は、適切な排水溝、集水桝等を設け、ポンプ等により排水する。ただし、予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合は、直ちに監督職員と協議する。					B					
		(ウ) 埋戻し及び盛土 (a) 埋戻しに先立ち、埋戻し部分にある型枠等を取り除く。ただし、型枠等を存置する場合は、監督職員と協議する。					B					
		(c) 表8.28.1 のB種又はC種で、良質土と認められない場合は、監督職員と協議する。					B					
		(3) 山留め (イ) 山留めの管理 山留め設置期間中は、常に周辺地盤及び山留めの状態について、点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。	B									
8.28.4	地業工事	(1) 施工一般 (オ) 施工状況等については、随時、監督職員に報告する。	B									
		(カ) (3)において、次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合は、監督職員と協議する。 (a) 予定の深さまで到達することが困難な場合 (b) 予定の掘削深度になっても、支持層が確認できなかった場合 (c) 予定の支持層への所定の根入れ深さを確認できなかった場合 (d) 所定の寸法、形状及び位置を確保することが困難な場合 (e) 施工中に傾斜、変形、ひび割れ、異常沈下、掘削孔壁の崩落等の異状が生じた場合 (f) (a)から(e)まで以外に、杭が所定の性能を確保できないおそれがある場合					B					
8.28.4	地業工事	(2) 試験及び報告書 (ア) 試験一般 (b) 試験は、監督職員の立会いのもと行い、その後の施工について、監督職員と協議する。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				B	B			B		
		(エ) 報告書等 (a) 報告書の記載内容は、次により、施工完了後、監督職員に提出する。		B								
		(b) 試験杭において採取した土砂は、土質資料として整理し、(a)の報告書とともに、監督職員に提出する。		B								
		(3) 杭地業 杭地業の工法等は、次による。 (c) 専門工事業者が工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績等を有していることを証明する資料を、監督職員に提出する		B								
9章 環境配慮改修工事												
9.1.2	除去工事共通事項	(1) 専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。		B								
9.1.5	石綿含有成形板の除去	(2) 石綿含有成形板の除去は、散水により湿潤化した後、原形のまま、手ばらして行う。 なお、やむを得ず切断、破碎等をしなければならない場合は、監督職員と協議の上、常時湿潤化した状態で作業を行う。					B					
9.4.2	[屋上緑化改修工事] 材料	(1) 屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能は、次による。 なお、実績等の資料を監督職員に提出する。		B								
9.5.1	[透水性アスファルト舗装改修工事] 一般事項	(3) 再生材 再生材の規定がある場合は、再生材を使用する。ただし、やむを得ない場合は、監督職員と協議する。					B					

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	通 知	検 査	立 会	提 示	備 考
9.5.2	既存舗装の撤去及び再利用	(2) 既存舗装の一部を撤去しないで再利用する場合は、特記による。ただし、既存舗装を撤去した結果、一部を再利用することが不適当な場合は、監督職員と協議する。					B					
9.5.3	路床	(3) 施工は、次による。 (イ) 切土をして路床とする場合は、路床面を乱さないように掘削し、所定の高さ及び形状に仕上げる。 なお、路床が軟弱な場合は、監督職員と協議する。					B					
		(キ) 添加材料による路床安定処理は、特記されたCBRを満足する添加量を適切な方法で定めることとし、監督職員の承諾を受ける。				B						
9.5.4	路盤	(4) 試験は、次による。 (ア) 路盤の最大乾燥密度は、JIS A 1210 (突固めによる土の締固め試験方法) に基づく試験により確認し、監督職員の承諾を受ける				B						
9.5.7	配合その他	(2) 定められた配合で、使用する開粒度アスファルト混合物の製造所において、試験練り及び試験施工を行った後、現場配合を決定し、表9.5.6の基準値を満足することを確認する。ただし、同じ配合の試験結果がある場合又は軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、試験練り及び試験施工を省略することができる。				B						
9.7.9	試験	(1) 表層の厚さは、切取り試験により確認する。切取り試験は、2,000 m ² 以下は3個とし、2,000 m ² を超える場合は、更に、2,000 m ² ごと及びその端数につき1個増した数量のコアを採取する。ただし、軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて試験を省略することができる。				B						